

聖心女子大学人物の育成及び教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 聖心女子大学学則（以下「学則」という。）第1条第2項に基づき、現代教養学部各学科等の人物の育成及び教育研究上の目的を定める。

(英語文化コミュニケーション学科の目的)

第2条 英語文化コミュニケーション学科は「英語学・英語教育学」「英米文学」「メディアと社会」「英語コミュニケーション」「英語文化」の五つの領域を教育研究の対象とし、英語で培われてきた、また今後開かれていく、世界の多様な文化・社会に関する教育研究を通して、英語による様々な日常的訓練と体験を積み重ね、豊富な知識と柔軟な英語運用能力を身につけることによって、グローバル化する世界の一員として積極的かつ創造的に社会に働きかけられる人物の育成を目的とする。

(日本語日本文学科の目的)

第3条 日本語日本文学科は、人間の認識と世界形成の基本は言語にあると考え、日本語と日本語教育、日本文学の本質を明らかにすべく研究を行う。その研究成果の教育を通して、日本語・日本語教育・日本文学の多様なあり方を理解し、既成の枠組みにとらわれず柔軟に思考できる能力と世界に向けて発信できる高いコミュニケーション能力を身につけ、もって様々な分野で社会と深く関わりつつ自身の人生を実現していける人物の育成を目的とする。

(史学科の目的)

第4条 史学科は、日本や世界各地における人類の歩みを幅広く学ぶなかで、学生一人一人が自ら問いを立て、その解明のために専門性を生かして情報を集め、さらにそれらを緻密に検証することで自分なりの歴史像を組み立てられるよう導くことを使命とする。また、こうした訓練を経て、現実の社会で日々生起する様々な事象を歴史的な視点から分析・評価し、それらに適切に対処できる人物の育成を目的とする。

(人間関係学科の目的)

第5条 人間関係学科は、現代社会とそこに生きる人間の諸問題が複雑化し、大きな転換点を迎えているなか、社会と人間に関する学際的な教育研究を推進する。この教育を基として、自らの目的や使命を自覚し、柔軟で多角的な視点を持ち、実証研究を通して学んだ論理的な分析能力を生かしながら、自らの意見を発信しつつ、社会調査法を活用して真の価値の追求を行い、対立や無関心を乗り越えて、他者と共に生きる社会をつくることに貢献できる人物の育成を目的とする。

(国際交流学科の目的)

第6条 国際交流学科は、国際化がもたらす様々な影響および課題をグローバル社会コース・異文化コミュニケーションコースにおいて社会的・文化的視点から総合的に研究し、地域社会から国際社会まで多様な視点に立ち学びを深めることによって、社会的な事象を理論的・実践的に探究する。その上で、自己の価値観を見定め、異なる文化への理解を持ちながら、国際社会の変化に適切に対応できる判断力と協働力

を備え、国際的な交流・協力に貢献できる人物の育成を目的とする。

(哲学科の目的)

第7条 哲学科は、様々な時代や地域思想に関する検討と、他者との哲学的な対話を通して、世界、自然、社会、人間などについて、その原理や構造を探り、真・善・美・聖などの根元的な諸価値への理解を深めることで、理論的な思考力に基づいて自己の考えを論理的に表現し、他者と対話・協調しながら、社会の様々な課題に対して、自立的かつ総合的な思考力をもって積極的に行動できる人物の育成を目的とする。

(教育学科教育学専攻の目的)

第8条 教育学科教育学専攻は、教育学および関連諸科学を探究し、人間形成に関する本質的理解と教育学的思考力を身につけ、家庭や学校、社会における教育と生涯学習の諸課題を多角的にとらえるための教育研究を進める。急速にグローバル化・情報化する社会において自ら常に問いを持ち、体験的で対話的な学びを通じ、解決に向かって具体的に行動し、公正かつ持続可能な社会の構築の担い手となる人物の育成を目的とする。

(教育学科初等教育学専攻の目的)

第9条 教育学科初等教育学専攻は、子ども一人一人のかけがえのない「いのち」と「こころ」を大切に、深い人間理解に基づいた、感性豊かで実践力のある教育者・保育者の養成を目指す。そのために、教育全般や初等教育・保育の理論と実践に関する基礎的な知識・技能を身につけるのみならず、自己を開き、表現して他者と交流する学びを通して、多様化する現代社会の教育課題に柔軟に対応できる使命感と人間愛に溢れた人物の育成を目的とする。

(心理学科の目的)

第10条 心理学科は、認知心理学、発達心理学、臨床心理学の専門的知識と実証的研究手法ならびに関連領域の幅広い教養の修得を基に、人間の心理や行動を科学的に探究し理解する能力を養成する。その上で、現代社会における様々な「こころ」の問題を多角的にとらえ、分析的かつ柔軟な思考力をもって、多様化と情報化が進む現代社会のなかで主体的に自らの能力を発揮できる人物の育成を目的とする。

(所管)

第11条 本規程に関する事務は、企画部企画課が所管する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程にかかわらず、文学部については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第5条の規定は、令和5年4月1日以後に第1年次に入学する者について適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日以後に編入学する者について準用する。
- 4 次の者については、なお従前の規定による。

令和5年3月31日において本学に在籍する者

令和5年4月1日に編入学する者並びに第2年次以上に再入学する者

令和6年4月1日に第3年次以上に再入学する者

令和7年4月1日に第4年次に再入学する者

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

聖心女子大学大学院人物の育成及び教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 聖心女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第1条第4項に基づき、人文社会科学研究科の各専攻の人物の育成及び教育研究上の目的を定める。

(英語英文学専攻修士課程の目的)

第2条 英語英文学専攻修士課程は、英語学・英文学とそれらの関連分野を教育研究の対象とし、英語の高度な運用能力及び英語英文学の専門的知識と技能を基に、世界の多様な文化・社会への知見を深め、主体的に研究を行い、自らの言葉で発信する力を身につけることを目指す。その上で、豊かな人間性をもって他者とつながり、研究者・教育者として、またその他の活動において広く柔軟に社会貢献できる人物の育成を目的とする。

(日本語日本文学専攻修士課程の目的)

第3条 日本語日本文学専攻修士課程は、日本の言語・文学についての高度な研究を遂行する力を身につけた上で、さまざまな学問領域にも目配りをし、国際的な視野で自国の言語や文学をとらえることのできる柔軟な思考力を持った人材を育てることを目指す。研究者はもちろんのこと、中学校・高等学校の国語科教員や日本語教員、編集者など、専門的知識をもって国内外で社会に貢献できる人物の育成を目的とする。

(史学専攻修士課程の目的)

第4条 史学専攻修士課程は、日本並びに世界に生じた歴史的な事象を学問的方法論に基づいて探究する。この学びを通じ、大学院学生は現代社会におけるさまざまな問題を歴史的観点から考え、解決していく能力を養っていく。修了時において、専門的な歴史研究者のほか、中学校・高等学校の教員、博物館・美術館の学芸員、編集者など高い専門性の要求される諸分野において活躍できる能力を身につけた人物の育成を目的とする。

(社会文化学専攻（人間関係研究領域）博士前期課程の目的)

第5条 社会文化学専攻（人間関係研究領域）博士前期課程は、社会心理学、社会学、文化人類学のいずれかを中心とした専門的な研究と、それらを横断する学際的な学びを通じて、「現代社会とそこに生きる人間」をめぐる諸問題に対する幅広い学識を身につけることを目指す。加えて、専門的な社会調査の方法に習熟し、収集したデータにもとづいて新たな知見を得る力を身につけることにより、生涯にわたり学問的関心を発展させ、主体的に探究し続ける技能と姿勢を持つ人物の育成を目的とする。

(社会文化学専攻（比較文化研究領域）博士前期課程の目的)

第6条 社会文化学専攻（比較文化研究領域）博士前期課程は、現代社会における人々の行動や意識、文化などを総合的に研究することを目指し、国家や地域社会・法律・報道といったマクロな視点と、そこに生きる個人としてのミクロな視点を組み合わせ、個々の学生の問題意識を掘り下げていく。異なる分

野の二名の教員が綿密に連携して行う複数指導体制を特色とし、きめ細かい修士論文指導を行う。未来の社会の動向を理解し、予測し、あるべき姿を提言できる人物の育成を目的とする。

(哲学専攻修士課程の目的)

第7条 哲学専攻修士課程は、「哲学・思想史」「美学・芸術学」「キリスト教学」の三つの領域のいずれかにおける専門的な研究を行うとともに、他領域の知識や方法論をも深く学ぶことを目指し、それによって哲学分野に関する専門的知識と論理的で柔軟な思考力、知的対話の力を身につけ、研究者、教育者、芸術関係の専門家として、またそのほかの職業・活動をとおして、社会に主体的・積極的に貢献できる人物の育成を目的とする。

(人間科学専攻(教育研究領域)博士前期課程の目的)

第8条 人間科学専攻(教育研究領域)博士前期課程は、教育を幅広い人間科学の中に位置づけつつ、現代社会における人の学びをめぐる諸問題を探究し、実証性をもって問題解決に向かう教育研究を進める。グローバル時代に求められる明確な課題意識と教育学に関する深い学識を身につけ、多様な教育現場、国際協力活動、生涯学習などの分野で高度な職務を遂行する能力を持ち、地域及び国際社会に貢献できる人物の育成を目的とする。

(人間科学専攻(発達心理学研究領域、視聴覚情報研究領域、臨床心理学研究領域)博士前期課程の目的)

第9条 人間科学専攻(発達心理学研究領域、視聴覚情報研究領域、臨床心理学研究領域)博士前期課程は、心理学の高度な専門的知識と実証的研究手法並びに関連領域の深く幅広い教養の修得を基に、人間の心理や行動を科学的に探究し理解する能力を深化させる。その上で、心理学に関わる者としての倫理を遵守しつつ、高い専門性に基づいて地域及び国際社会に貢献できる人物の育成を目的とする。

(人文学専攻博士後期課程の目的)

第10条 人文学専攻博士後期課程は、「英語・英文学」「日本語・日本文学」「哲学・美学」「史学」の四つの研究領域のいずれかにおいて人間の本質に迫る専門的で独創的な研究を行い、また他の研究領域の知識や方法論と接することによって広い視野で自らの学問のありかたをとらえ、発展させることを目指し、そこで得られた専門的知識や論理的思考力によって研究者・教育者として自立し、自らの専門的能力を用いて社会に貢献できる人物の育成を目的とする。

(社会文化学専攻(人間関係研究領域)博士後期課程の目的)

第11条 社会文化学専攻(人間関係研究領域)博士後期課程は、社会心理学、社会学、文化人類学のいずれかを中心とした専門的な研究と、それらを横断する学際的な学びを通じて、「現代社会とそこに生きる人間」をめぐる諸問題に対する幅広い学識を身につけることを目指す。高度な知見に支えられた博士論文を完成させ、大学、短期大学など教育機関、若しくは国や民間の研究機関で専門的に活躍できる人物の育成を目的とする。

(社会文化学専攻(比較文化研究領域)博士後期課程の目的)

第12条 社会文化学専攻(比較文化研究領域)博士後期課程は、現代社会における人々の行動や意識、文化などを総合的に研究し、流動化する現代社会の様相を的確にとらえ、世界規模で生起している社会文化現象に対して問題発見的な研究を行うことを目指す。高度な知見に支えられた博士論文を完成させ、大学、短期大学など教育機関、若しくは国や民間の研究機関で専門的に活躍できる人物の育成を目的とする。

(人間科学専攻(教育研究領域)博士後期課程の目的)

第13条 人間科学専攻(教育研究領域)博士後期課程は、教育に関する最新の知見と学術的な方法論に基づいて、現代社会における人の学びをめぐる諸問題を探究し、実証性をもって問題解決に向かう教育研究を進める。教育学の領域における、精深で豊かな学識を有し独創性ある研究者として、自立して研究を行う能力を育て、その成果の発信により、又は大学、国際機関などでの高度な業務の遂行により、グローバル化する社会に貢献できる人物の育成を目的とする。

(人間科学専攻(心理学基礎研究領域、発達臨床研究領域)博士後期課程の目的)

第14条 人間科学専攻(心理学基礎研究領域、発達臨床研究領域)博士後期課程は、博士前期課程からさらに学識と教養を深め、創造性を発揮し、主体的かつ自律的に人間の心理や行動の探究を続ける能力を養成する。その上で、豊かな人間性と高い倫理性を兼ね備えた研究者・教育者、若しくは専門的職業人として、地域及び国際社会に指導的な立場で貢献できる人物の育成を目的とする。

(所管)

第15条 本規程に関する事務は、企画部企画課が所管する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、令和5年4月1日以後に第1年次に入学する者について適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日以後に再入学する者について準用する。
- 4 令和5年3月31日において本大学院に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条、第6条、第11条及び第12条の規定は、令和6年4月1日以後に第1年次に入学

する者について適用する。

3 前項の規定は、令和6年4月1日以後に再入学する者について準用する。

4 令和6年3月31日において本大学院に在籍する者については、なお従前の規定による。